

「行政手続きのオンライン利用の範囲の判断に対する意見」

1. 井上 新
2. 〒470-1151 愛知県豊明市前後町鎗ヶ名 1816-8A Iビル
3. 0562-92-8720

1. オンライン利用の範囲

民間の発想を大きく取り入れ取捨選択をすべき

「申請等がない手続」(90)については、元々、当初からシステムを作るべきではなかったし、今後も必要はないと考えます。
また、そもそも申請の無い手続を残していること自体、無駄なことであり、この書類関連の根拠法から必要性がないものとして見直し、廃止する必要があるのではないのでしょうか。

「申請等がある手続」(516)については、やみくもに「停止」すべきではなく、送る側(利用者視点)に立脚した判断をしていただきたい。

現実には、電子申告制度は税理士の代理送信の割合におおきく依存しています。その税理士が日常業務の過程でもっとも苦慮・困惑することは、書面と電子が混在するという問題です。「どうせ一部郵送するなら、全部郵送する。」という感覚が大きくなると、一部しか電子申告をしていない事務所は書面の申告に戻る可能性も高いといえましょう。これでは、いままでも長年推進してきた努力が水の泡になりかねません。

また、先行している税理士事務所はいま、「電子申告は電子化・IT化の入り口」ととらえ、業務の効率化を目指してペーパーレス化を推進している事務所も可成りあります。そのような事務所にとっては、この516の手続きを申請する場合「書面を出す」のでは、目標とするペーパーレス化は達成できません。

いずれにしても、516手続きのうち、日常で利用する可能性のある申請書類、あるいは、書面での申請はあるが電子が少ない書類は残していただきたいと思います。

具体的に以下今回提示された項番で見ます。

39.40.41の税理士試験関係は、電子申請を残していただきたい。
個人的には、電子申請でしか受付ないようにしていただきたい。いま、

会計事務所でコンピュータが使えない人は、採用したくありません。また、電子申告を推進していて、若い登録会員からパソコンが苦手と言われると税理士を職業とする気があるのか疑わしくなります。試験科目にITは含まれませんが、税理士の資格申請でネットを使わない税理士は業務上に役に立たないという意図も込めて、電子申請を残していただきたいと思います。

46.47.48.49の相続贈与税に関する延納関係。レアケースなので中々利用そのものがなされないものと思われませんが、いざ、必要な時に電子申請ができれば利便性は高いのではないのでしょうか。相続税は電子申告には馴染まないということで、電子申告受付の範疇から外れているとしても、贈与税の簡易なものはこの平成23年度から可能と聞いています。それに伴う、贈与税の延納の許可関係も電子申請であって残しておくべきかと思えます。

162~173の所得税施行令に基づく申請書類も、残される方が望ましいと考えます。レアケースゆえに実際利用割合が少なくても、所得税の電子申告割合を増加させようとしている現在において、所得税の手続きの中で、電子と書面が混在するのは利便性に欠けることとなります。所得税の電子申告がトータルで利用されていると理解し、個別には利用されにくい申請書類も残していくという考え方で、検討いただきたく思います。

その他、法人税についても、その申請書の利用がレアケースであったとしても、日常業務の中で利用する可能性が残されているものは、現在の利用率が少なくても、法人税全体の利用割合が多いからという理由づけをして、残していただくことをご検討下さい。

いずれにいたしましても、民間（税理士事務所・企業等提出する側）の視点での取捨選択をしていただくことを祈念いたします。利用者側の視点を重視し、電子と書面の混在する手続を避けなければ、「混在」を理由に電子申告の障壁となることは間違いありません。

むしろ逆に、この516手続きのうち、元々書面においてもほとんど利用されないものであれば、法律等の改正も含めて廃止していくべきです。

重点手続きについては、「業務プロセス改革を行う過程で、手続の廃止・合理化、オンライン利用の停止等の措置を講ずることはありうる」とありますが、これは利用者側として大変困ります。既に電子に業務を移行

した場合、それを書面に戻すという作業は大変なエネルギーを要します。しかも、電子化に協力した者程、梯子を外されることになるため、けっして停止等はすべきではないと言えます。

ただし、そもそも15手続の選考方法が適正かどうかは大いに疑問が残るところです。これを分母に利用率を見ていく場合、そもそも分母として適切かどうかも疑わしい手続が混在しています。たとえば、

「納税証明書の交付請求」。現実に、電子データを原本とする納税証明書であれば、金融機関の現場で有効とするところはほとんどなく、書面による提出を求められます。全ての環境が、電子による納税証明書を求めるようになるまで、重点手続にするのは疑問です。

利用率が極端に少ないのは当然です。

もうひとつ「電子申告・納税等開始届出」。これは、既に積極的に電子申告を行おうとする税理士・納税者はほとんど提出しており、今後、この届出を提出する者は、遅れていて、しづしづ提出する者であることが想定されます。すなわち、今後はその電子による提出率が伸びることは考えられず、むしろ低下して行きます。この書類をも重点手続として普及率を考える分母とするのはいかなげなものかと存じます。

2. オンライン利用が可能な手続

そもそものシステム設計が特定ベンダーに丸投げされた結果である

平成15年に96%、オンライン利用が可能な手続であったものが、現在52%となり、さらにこれを「費用対効果」という大義名分で、停止・縮小していこうとしている。この件に関し、大変危惧をしていると同時に、国税庁だけでもその流れに乗らないで頂きたいと思う次第です。

民間においては、経営計画を元に、常に利用しているシステムを最初に最小限で開発し、その進捗度合い・利用度合いに応じて、順次電子化可能なシステム範囲を拡大していきます。「費用対効果」は、民の中では大前提であり、あえて言わなくても機能しているからだとと言えます。しかるに、行政は、電子政府構想において、e-Japan構想の旗の下、全ての書面申請を無理やり電子化しようとしてきました。はじめの一步に大きな、官であるがゆえの問題が存在していました。

電子と書面ではその性格の違いから、電子に適合した業務プロセスを考慮した上で導入しなければなりません。それにもかかわらず、全ての書面による業務システムを強引に電子化すること自体に無理があったのです。しかも、利用者視点が欠如したまま、「セキュリティ」だけを強化して。

したがって、利用者（納税者）は、使うこともできず、使う気にもならなかった。本末転倒してしまいました。これは、明らかに特定ベンダーグループの思うがままにことが進み、莫大な費用を投じて、丸投げし、ほとんど使われないまま「停止」に至るという流れになっています。これほどの、お金の無駄遣いは、民間ではありえないことです。既に投資したものは、ここで安易に「停止」するのではなく、いかに既存のシステムを有効利用させるかを考えるべきです。周知不足・啓蒙不足・PR下手につきます。

幸い、税理士には職域防衛の危機感があり、日税連を中心に必死に電子申告の普及・啓蒙活動をすることができました。平成16年2月2日に名古屋国税局管内でe-Taxを始めて送信して以来、電子申告の普及推進にあらゆる活動をしてきました。税理士が関与する法人については、この8年ほどの間に概ねご理解いただき、電子申告にご協力いただけるようにもなりました。しかし、まだまだ、100%には至らず、普及の伸び率も頭打ちになって来ております。この段階で、業務的に電子と書面が混在してしまったら、この先の伸び率は期待できないどころか、書面提出に戻りうるという懸念もしてしまいます。

したがって、オンライン可能な手続（516）については、やみくもに「停止」するのではなく、利用者側の視点に立って利便性を考慮しつつ、また、開発したベンダーにも使われなかった責任を負わせながら、継続的に利用できるように熟慮していただきたいと思います。

3. 申請等のオンライン利用率

諸外国の例に習い、強制部分を拡大すること

先日、次のネット記事を確認しました。

「政府はインターネットなどを使った電子申告の利用促進を図っている。

納税手続きをめぐる官民の事務コスト削減が狙いで、従業員1千人以上の企業は平成26年から、従業員給与の所得税（国税）について源泉徴収票などを、インターネットやDVDなどを使って電子データで提出することが義務付けられる。総務省は同様に26年から、従業員1千人以上の企業を対象に、

個人住民税（地方税）の電子申告を義務化する方針だ。」出典：2011.12.14 産経ニュース

時期があまりにも遅いと思います。電子申告制度導入当初より、ある程度の強制か大きなインセンティブなしでは利用率の向上を期待することは難しいことは主張し続けているところであります。

しかし、この度の大企業への部分的な半強制をきっかけに、電子政府実現のために、行政文書は「原則電子受付、紙は補助」という流れに持ち込んでいただきたい。そのためには、オンライン3法を再度見直し、書面提出は補助に過ぎないようにしてしまうことです。諸外国の中には、電子による申請しか受け付けないとしている国もあります。大きな改革を求める場合は、メリハリのある施策を講じる必要を感じます。

利用率向上のネックになる、申請を行う者の問題点に対する解決策。

高齢者が多い この件については、この度の税制改正でもあったように、平成23年分以後は、公的年金等の収入金額が400万円以下であれば確定申告の必要がなくなったのと同様に、制度的に申告不要にしていくことです。例えば、高齢者に限らず、医療費控除などは無くすか、足切り額を高額にし、高額療養費で戻す方式にするというのも考えられます。

反復継続性が乏しい 年1回の確定申告のためには、電子申告をわざわざしていただくのは難しい。その最大のネックがICカードリーダーライターの存在です。ICカードで電子署名をするのではなく、ダウンロード方式でUSB等に落とし込み、ユニークなUSBでもって電子署名する仕組みに切り替えるべきです。ドイツの電子申告は、カード型からUSBへのダウンロード方式との併用になり、普及促進しました。ただし、税理士等の代理送信の場合は、既に普及しているし、また、認証局を保有しているため、ICカードで署名する方が良いと考えられます。

申請者が窓口等で相談しながら申請することを望む

日頃から相談窓口を今以上に敷居を低くして開放していくことで解決できます。

また、税理士の無料相談会を確定申告時期に限らず、年明け早々から順次行うか、あるいは税理士への相談を促すことで窓口相談の需要は減らすことができると考えます。

電子署名手段の普及拡大 と同様、ICカードリーダーライターの方式を変えることで解決するものと考えます。あるいは、電子署名は代理送信の場合に限定し、本人送信の場合は、ID・PWのみとする。ただし、通常のパスワードにワンタイムパスワードを加えるなどしてセキュリティを高めることも可能だと考えます。いずれにしても、納税者にとっての最大のストレスは、ICカードリーダーライターですから、ここを解決しない限り、利用率は向上しません。

4. 「費用対効果」の判断について

「費用対効果」については、行政サイドのみの計算ではなく、利用者側の視点を基準に、ユーザビリティを向上しない限り解決しない

先般、韓国の廉宗淳（ヨム・ジュンスン）氏（電子政府推進員、ITコンサル、東京大学客員研究員）のお話を聞く機会を得ました。韓国では、この10年で1兆3000億円のIT投資をして、国連の電子政府ランキング1位となりました。そんなにかけて良かったのかどうか、国会で質疑があったそうです。それに対し、日本は、地方公共団体まで入れるとIT投資は年間で1兆円。10年で10兆円。その結果が世界19位だと報告して頂きました。かなりショックなデータです。「費用対効果」などほど遠いのが現実です。

この原因は、それぞれの省庁、地方行政が、それぞれベンダーに抱え込まれて、ベンダー任せにしていることによります。結果として、納税者から見ると、「使い勝手の悪さ」が最大の問題となります。日本の縦割り行政が、一番悪い結果として具現化した部分といえましょう。国で統一した仕様書（RFP）を提示し、国のCIOにITを実務的に理解している者を配置し、ユーザビリティを最優先した改善、データの相互連携のできるシステム開発をしていくべきです。

現在、社会保障・税の共通番号制度の導入の検討もされていますが、同様に、今までと同じベンダー選定をしていけば、今後もITベンダーの思うがままに費用がかかることとなります。「費用対効果」で既存のシステムの「停止」まで考えるのであれば、まずその前に、国としてのITにおけるグランドデザインを明確にし、民間の競争の中で一番費用のかからない方法を選択していくべきではないでしょうか。

5. 経済的インセンティブの向上について

財政問題に影響させず、制度的解決にすべき

電子申請の場合は、書面より「 することができる。」という面を増やすべきです。従来は、金銭的なインセンティブを求めてきましたが、昨今の財政事情を考えれば、財政に影響するものではなく、制度の見直しで対応できるインセンティブを増やすべきと考えます。現実には、電子証明書等取得控除の様に、1回限り数千円の控除では、インセンティブ効果は低く、納税者を電子申告に誘導できません。それよりも、制度的に明らかに有利なインセンティブを期待します。

例えば、香港の地下鉄には、ポスターに「電子申告すれば申告期限が2週間延長」とありました。2週間であっても、納税者側からすればありがたく、振替納税を考えれば実現可能と思われる。

また、消費税について、課税期間特例で3か月ごとに区切るのではなく、全ての事業所が「電子に限り」毎月納付できるようになれば、有益なインセンティブになると考えます。国税滞納のうち消費税額の占める割合は大きいのが現実ですが、これは、納税者が毎月定期預金をしていたとしても、資金繰りゆえに途中で取り崩したりすると、納期限に納税できなくなるということに起因します。毎月、前年納税額に基づき定額で納税できれば、期末に滞納する可能性は減少します。これは、小規模納税者ほど恩恵があるものと思われる。

少なくとも、逆インセンティブの発生は避けるべきです。この点で、一番多い苦情は、一度電子で申告を行うと、書面連絡が来なくなるという点です。建前上は「メッセージボックスに詳細があるので、そこを見ていただければ」と説明をうけますが、現実に納税者がメッセージボックスを見る確率は少ないと言えましょう。また、仮に見ることができたとしても、その内容を把握できるか否か、さらに、内容が把握できたとしても、それを会計事務所に正確に伝えられるか否かの問題があります。トラブルの原因にもなります。

実際は、メールアドレスの多くは、会計事務所のものである確率が高く、会計事務所には多くのメッセージボックスが集中し、管理しきれなくなるという面もあります。要するに、メッセージボックスで解決しようとする、書面で申告したほうが確実に情報をいただけるからという理由で、逆インセンティブだと言われています。もし、この逆インセンティブは金額がかかるからというのであれば、書面についても一切資料を送らなくするという、逆転の発想で金額を抑える方法も考えられます。

いずれにしても、電子と書面において、何らかの差をつけるべきです。それは金銭的な差ではなく、利便性という、実感できるインセンティブであって欲しいと思います。